

1 改定経緯

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル（以下「区マニュアル」という。）は新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（以下「区条例」という。）が令和2年3月に制定されたことに伴い、条例で定める対象施設の用途及び規模に応じ、出入口、廊下、階段、便所等の項目について、図等により詳しく解説したものであり、令和2年8月に策定しました。  
策定後、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（以下、「都マニュアル」という。）が令和5年10月に改訂されたことや、区条例で定める「整備基準」を改定したことに伴い、区マニュアルの記載内容を更新する必要があるため、区マニュアルを改定します。

2 施設整備マニュアルについて

区は、区規則で定める整備基準（遵守基準、努力基準）について、補足説明や、図説を記載することで、より設計に反映できるように区マニュアルを作成しました。

今回の区マニュアル改定は、区規則で定める整備基準の改定ではなく、これまでの整備基準等の改定箇所の記載内容の変更や、整備基準の解説を改定することを目的としています。

【例】出入口 施設整備マニュアル 2-26頁参照

| 整備基準（規則で定めた基準）                                                    |            |
|-------------------------------------------------------------------|------------|
| 整備基準（遵守基準）                                                        | 整備基準（努力基準） |
| 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。                                  | (2) 同左     |
| (1) 幅は、85センチメートル以上とすること((2)に掲げるものと並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けるものを除く。) | ア 同左       |

※規則で定める整備基準では規制内容の大枠が記載されている。

■整備基準の解説

有効幅

- 移動等円滑化経路等上にある出入口の有効幅は85cm以上とする。ただし、エレベーターの籠及び昇降路の出入口は除く。
- 直接地上へ通ずる出入口の有効幅は100cm以上とする。
- 幅は、開放時の有効幅とする。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅(戸厚を含めない幅)とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。

【図2.3】戸幅の寸法

■引き戸の場合

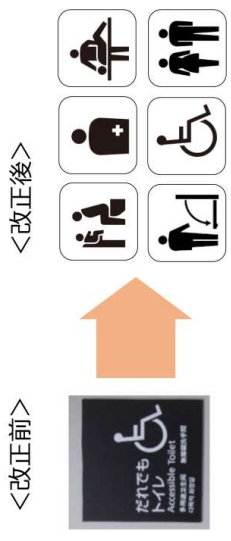
■両開き戸の場合

※解説部分では規制内容の細かい取扱いが記載されている。

3 区におけるこれまでの整備基準等の改正について

1) 令和4年4月1日施行「だれでもトイレ」の変更について※第4回審議会審議

- (1) 出入口の表示方法の変更  
出入口の表示について、「誰もが利用できる」旨を表示するのではなく、便房内にある設備及び機能をピクトグラム等を活用することで利用対象者を明確にしました。
- (2) 名称改正  
東京都「福祉のまちづくり条例」の改正内容と同様に、規則にある「だれでもトイレ」の名称を「車椅子使用者用便房」に変更しました。



2) 令和5年10月1日施行 宿泊施設等の整備基準の改正※第7回審議会審議

参考 ホテル改正例

(1) 建築物の整備基準の改正  
ホテル宿泊施設等で電動車椅子も含む車椅子の利用者がより利用しやすい一般客室の整備を促進するために規定の見直しを行いました。

(2) 道路の整備基準等の改正  
道路のバリアフリー化を推進するため、関係法省令やガイドラインの整備基準等との整合を図りました。

(3) 公共交通施設の整備基準等の改正  
関係法省令において追加された事項を整備基準に反映しました。

#### 4 施設整備マニュアルの主な改定内容について

- 遵守基準……条例施行規則に基づき、一定規模以上の建築物等を新設又は改修する際に守るべき基準
- 努力基準……条例施行規則に基づき、適合に努めなければならない基準
- ◎ 望ましい整備……遵守（整備）基準を満たした上で配慮することが望ましい事項（参考含む）

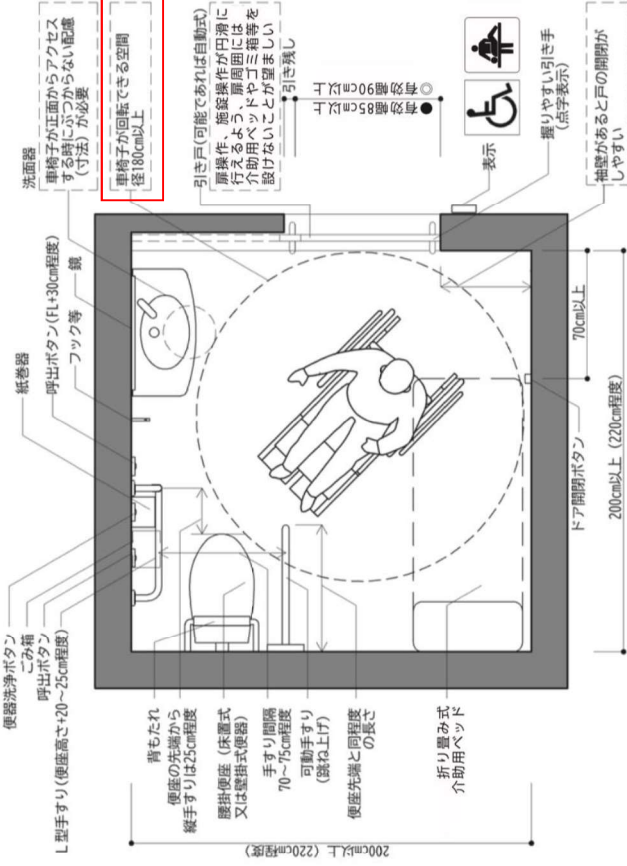
1) 都マニユアルの変更に伴う改定について

(1) 建築物編の整備基準の解説の主な改定内容

- ⑧ 便所（トイレ）
- 車椅子使用者用便房
- 便房の内法寸法にライニング等は含めない。
  - 直径180cm以上の円程度が内接できるスペースを設ける。※2,000㎡以上
- 便所全体
- ◎ 男女共用の便所・便房を設ける。
- 一般便所
- ◎ 小便器や洗面器の脇に杖等を立てかけるくぼみ等を設ける。
- その他宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場、店舗内の通路や座席について内容を変更します。

(2)道路編、(3)公園編、(4)公共交通施設の整備基準の解説についても内容を變更

【参考】床面積2.000m<sup>2</sup>以上の車椅子使用者用便房の例】



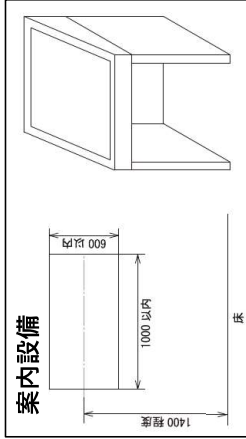
※2,000㎡以上の車椅子使用者用便房では車椅子が回転できる空間径180cm以上必要  
従前は150cm以上必要

※解説内容は原則東京都の記載内容に合わせる。

2) 事前協議及び届出処理におけるこれまでの対応事例を踏まえた改正について

## 建築物の整備基準の解説の改定(案)

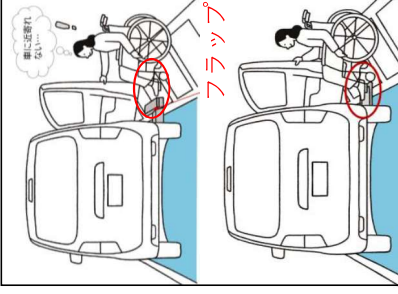
- 階段
- ◎ 階段における車椅子使用者の一時避難スペースの確保について具体的に明記。
- 便所（トイレ）
- 洗面洗浄ボタン等について、背景の色と明度差等をつける。
- 標識
- 標識の大きさの目安を10cm角以上とすることを明記。
- 案内設備
- 案内板の大きさの目安を横幅1,000mm×縦幅600mmとすることを明記。



### 3) コラムの追加について

- ・ 区では、マニュアルの内容を補完し、UD情報を提供するためコラムを作成しています。
- ・ 区で取り組んでいる普及啓発の事例として、ニュースレターの紹介の追加。
- ・ 利用者への配慮について、車椅子使用者に配慮したコインパーキングの紹介の追加。
- ・ オストメイトの利用方法の紹介の追加。
- ・ など

ニュースレター



※コラム内容の詳細は部会において検討。